

事務連絡  
令和6年(2024年)3月5日

障害福祉サービス事業所 各位

箕面市健康福祉部障害福祉室担当室長

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果  
及び不適切な請求事例の共有について（通知）

平素は、本市福祉行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標題のことについて、第6期箕面市障害福祉計画に基づく取り組みとして、別紙のとおり、例月多発している障害福祉サービスの請求に係る警告・エラー及び不適切な請求事例について共有いたします。

別紙の警告・エラーについては、最新の受給者証の確認や、事業所間の調整等により防止可能な警告・エラーです。また、不適切な請求事例については、各国通知等を今一度ご確認いただき、各国通知等の遵守を徹底してください。

各事業所におかれましては、別紙を参考にしていただき、適正な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

〒562-0014 大阪府箕面市萱野5丁目8番1号

箕面市 健康福祉部 障害福祉室

電話：072-727-9514（直通） FaX：072-727-3539

## 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び不適切な請求事例の共有

### 【例月多発している審査支払等システムでの警告・エラー】

複数サービスの時間の重複と支給量超過に係る警告・エラーが多発しています。

《警告・エラー内容》

- ◆他の〇〇サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています
- ◆請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
  - ・請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
- ◆実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「1回あたりの最大提供量」を超えています

### 【令和4年10月創設「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の請求漏れについて】

依然として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の請求漏れが発生しています。過誤申立をすれば請求を修正することは可能ですが、市、事業所ともに事務手続きが煩雑になりますので、請求漏れがないか、今一度ご確認ください。また、本加算に限らず、過誤申立書提出後は、必ず、過誤申立書が市に届いた月の翌月10日までに請求手続(修正)を行って下さい。

### 【制度上認められない不適切な請求事例】

- (1) 指定居宅介護等を行った場合には、**実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定される**ところ、居宅介護等計画に基づかない支援内容・支援時間で請求をしているケース
  - ※やむを得ない事由等で「計画外の支援」や「1回あたりの最大提供量を超える支援」を行った場合は、速やかに市に連絡のうえ、当該事由が請求対象となるか確認を行ってください。
- (2) 共同生活援助を行う住居の入居者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける者を除く)について、**共同生活援助の報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護の支給決定をしている**ところ、居宅介護又は重度訪問介護の報酬算定がある日に共同生活援助が本体報酬等の算定をしているケース
- (3) 施設入所者又は共同生活援助を行う住居の入居者については、**一時帰宅中の施設入所支援、共同生活援助の報酬(帰宅時支援加算は含まない。)**が算定されない期間において、**短期入所の支給決定をしている**ところ、短期入所の報酬算定がある日に施設入所支援、共同生活援助が本体報酬等の算定をしているケース
- (4) 通院等介助を算定する場合は、**自宅発着が基本**であり、居宅(始点)から居宅(終点)の間を1回の介助とし、その間で算定対象となる時間を通算して算定するところ、**「自宅以外→病院」「病院→自宅以外」「病院→病院」等の報酬算定対象外**の部分を通院等介助として報酬算定しているケース
 

★令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、改正予定(詳細は次頁参照)

《参考》

※(1)は厚生労働省発出「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より

※(2)(3)は厚生労働省発出「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」73頁～75頁より

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17797.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17797.html)

※(4)は「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(平成20年4月25日付け障障発0425001号)」より通知の全文については、下記「厚生労働省法令等データベースサービス」より検索してください。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

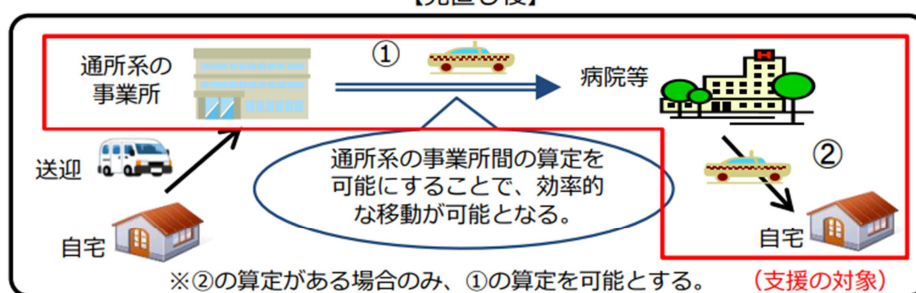
## ★通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、通知を改正し、居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とすることが見込まれています。

### ①通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

【見直し後】



《参考》

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」より

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37772.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html)

ただし、上記見直しは、令和6年度からの見直しであるため、令和5年度までの通院等介助は、自宅発着が基本であり、「自宅以外→病院」「病院→自宅以外」「病院→病院」の部分については、報酬算定対象外であることにご注意ください。